

教 職 第 1 2 2 3 号
令和4年（2022年）9月30日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長
北海道教育庁教職員局福利課長

全数届出の見直しに対応した取組の推進について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各道立学校長あて通知しましたので、お知らせします。

〔 教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係 〕

(写)

教 職 第 1 2 2 3 号
令和4年(2022年)9月30日

各道立学校長 様

教 育 部 長

全数届出の見直しに対応した取組の推進について(通知)

9月29日に開催された北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第127回本部会議では、10月1日以降は道民の皆様や事業者の方々に対し、引き続き、基本的な感染防止行動の実践とワクチン接種を呼びかけていくこととされました。

つきましては、各学校におかれましては、別添の「全数届出の見直しに対応した取組の推進」について、所属職員に周知をお願いします。

総務政策局総務課人事係
教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係

職員の感染防止・拡大防止対策

1 職員の健康管理

- ・ 「三つの「密」（密閉、密集、密接）」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 令和3年4月19日付け教福第71号通知により健康観察シートや健康観察アプリ等を活用し、毎朝体温チェックを行うなど体調管理を徹底すること。
- ・ 発熱など風邪の症状が見られたときはもとより、体調に変化が見られたときは、出勤を控えるなど、症状に応じた適切な対応をとること。
- ・ 重症化リスクの高い職員（高齢な職員や基礎疾患を有する職員等）は、慎重な行動を徹底すること。
- ・ 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において、道民に対し要請している感染拡大防止対策の取組を遵守すること。

2 職場での感染防止対策

- ・ 職員机間や会議用テーブルにアクリル板等による仕切りを設置すること。
- ・ 機械換気設備がない場合、体調管理に留意した定期的な換気を実施すること。
- ・ 電話、パソコンなど、職員が触れることがある物品・機器等については、複数人での共用をできる限り回避し、こまめに消毒すること。
- ・ 職場内における打合せなどは、できる限り少人数で短時間とすること。
- ・ 職員や同居する家族等に感染が疑われPCR検査を受検する際は、職場やトイレなど共有箇所を速やかに消毒すること。
- ・ 濃厚接触者として想定される職員を確認の上、出勤抑制すること。
- ・ 昼食は、会話を慎み、食事等が終わったら、直ちにマスクを着用すること。
- ・ 「うがい・歯磨き」をする際は、飛沫感染防止を徹底すること。

全数届出の見直しに対応した取組の推進

令和4年10月1日 北海道

考え方

- ・ 全数届出の見直しに対応した療養者の支援など、新たな取組の推進
- ・ 感染レベルの一層の引下げと医療への負荷の低減
- ・ 全国旅行支援の実施や水際対策の緩和による道内滞在者の増加を見越した対応

自宅療養者への支援と保健・医療提供体制の強化

道

- 体調悪化時の健康相談を担う「陽性者健康サポートセンター」等の機能発揮に向けた利用の普及と自宅療養者へのサポートの強化
- 重症化リスクのある高齢者等について症状の迅速な把握等により適切に医療に繋げるなど保健所を中心とした地域の対応力の強化
- 診療・検査医療機関の拡充など保健・医療提供体制の強化
- 道内滞在者の増加に対応した関係団体との連携による情報の発信

ワクチン接種体制の整備

道

- ワクチン接種を希望される方が円滑に接種できるよう市町村の取組を支援
- 「北海道ワクチン接種センター」の設置期間を延長し、ノババックスワクチンとオミクロン株対応ワクチン接種を実施するほか、国が推進する職域接種について情報共有など必要な取組を実施

1

基本的な感染防止行動(3つの行動)の実践とワクチンの接種

道民等

日常生活
○三密回避、人との距離確保、手指消毒、マスク着用、換気を徹底
○高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方の双方が基本的な感染防止行動を徹底

飲食
○短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用。特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底

検査
○無症状で感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず検査
○有症状で高齢者など重症化リスクが高く、診察を希望する場合は、かかりつけ医または「健康相談センター」に連絡
○有症状・軽症で重症化リスクが低く、自己検査を希望する場合は、「陽性者登録センター」に連絡

ワクチン
○接種できる時期が来た際、早期のワクチン接種を積極的に検討

感染対策の徹底と社会経済活動の両立

事業者

- 事業継続計画(BCP)の策定、点検など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を実施
- 人が集まる場所での適切な換気や入場者の整理など感染対策を徹底
- 道の事業展開を通じた事業者と利用者双方による感染拡大防止の取組の普及・定着
- 道内滞在者の増加に対応した観光事業者等による新たな取組の周知

道民の皆様、事業者の方々へのお願い

<p>道民 道内に滞在される方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆三密回避、人との距離確保、手指消毒、マスク着用、換気を徹底 ◆高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方の双方が基本的な感染防止行動を徹底 ◆混雑している場所や感染リスクの高い場所はできる限り避けて行動。特に重症化リスクの高い方、そうした方と会う方の双方が慎重に行動 ◆他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える ◆感染した場合に備え、解熱剤や少なくとも3日間程度の食料等を用意 ◆救急外来及び救急車の利用は、必要な場合に限る ◆飲食では、短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用。特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底 ◆北海道飲食店感染防止対策認証店等を利用し、飲食店等の感染防止対策に協力 ◆重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方に会う際には、事前に検査を受け、陰性を確認 ◆感染を疑う症状のない場合であって、感染に不安を感じる場合は、ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受ける <ul style="list-style-type: none"> ・感染を疑う症状のある場合であって、診察の希望のある方、65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊娠している方などは、かかりつけ医に連絡。かかりつけ医がない場合は「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」に連絡 ・感染を疑う症状のある場合であって、65歳未満で症状が軽く、自己検査を希望する方などは、「北海道陽性者登録センター」に連絡し、自己検査を実施 ◆接種できる時期が来た際、早期のワクチン接種を積極的に検討
<p>高齢者施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者等と面会する際は、オンライン面会を実施するなど「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底するとともに、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制をより一層確保 ◆感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保 ◆感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮
<p>学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、それでもなお感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討 ◆宿泊を伴う教育活動は、感染防止対策を徹底するほか、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施 ◆部活動は、健康状態の多重チェックなど、感染防止対策を徹底し、これによりがたい場合は休止。 また、対外試合等は、各団体等のガイドラインに基づき、移動・更衣等の場面も含め対策を徹底 ◆感染状況に応じた教職員の頻回検査等を行うとともに、希望する教職員のワクチン接種等が進むよう配慮 ◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応。また、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底

保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育所における感染症対策ガイドライン等に基づき、基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底 ◆ 感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保 ◆ 感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業継続計画(BCP)の策定、点検など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を実施 ◆ 業種別ガイドラインの遵守 ◆ 人が集まる場所での適切な換気や入場者の整理など感染対策を徹底 ◆ 道の事業展開を通じた事業者と利用者双方による感染拡大防止の取組の普及・定着 ◆ 在宅勤務(テレワーク)等の取組の推進 ◆ 道内滞在者の増加に対応した観光事業者等による新たな取組の周知
飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 感染防止対策チェックリスト項目を遵守 ◆ 北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)の認証の取得

イベントの開催

感染防止安全計画	人数上限	収容率	
		策定なし	5,000人又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方
		大声あり	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
策定あり	収容定員まで	100%以内(大声なしが前提)	

※人数上限は、人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たすことが必要)

※大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当

※同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%(大声あり)・100%(大声なし)とする

※感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください

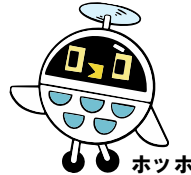
感染者への支援の流れが変わります

札幌市、函館市、旭川市、小樽市にお住まいの方は対応が異なります。各市ホームページをご覧ください。

ご高齢や重症化しやすい方々に適切な医療の提供を行うため

症状が軽い方は、ご自身の健康管理による自宅療養を基本とし、体調が悪化した場合は、「**陽性者健康サポートセンター**」へご相談願います。

・陽性となった方
・検査を受けたい方 をご案内します。
詳細は、北海道コロナチャットボットへ！



感染を疑う症状がある・・・

65歳未満で症状が軽く、自己検査を希望される方など

65歳以上の方や基礎疾患のある方、妊娠している方、その他受診を希望される方など

抗原検査キットによる自己検査

検査キットのお申し込みはWebで
お願いします

後志・胆振・日高・渡島・檜山地域の方



その他の地域の方



又は **自費購入** ※キットは、体外診断用医薬品(国承認)

※陽性者登録センターお問い合わせはこちら

後志・胆振・日高・渡島・檜山地域の方 0120-607-601

その他の地域の方 0120-025-451

発熱外来で受診・検査

①かかりつけ医に電話

②かかりつけ医がない方は、**健康相談センター(24時間)**
0120-501-507に電話

受診・検査

陽性(疑い)

陽性判定

陽性者登録センター

web申請
陽性判定

届出対象外

右記以外の方

届出対象

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、かつ、治療を要する方
- ④妊娠している方

ご自身による健康管理

保健所等による健康観察

体調悪化時の健康相談

北海道陽性者健康サポートセンター

0120-303-111

24時間